

## 秋田県条例第七号

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「非常勤の職員に対する」を削る。

第三条中「臨時、非常勤又は単純労務の」を「第二十三条の五から第二十三条の七までの規定の適用を受ける」に改める。

第四条第二項中「第二十三条の五から第二十三条の七までに規定する職員以外の」を削る。

第五条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 職員のうち、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第五条の三の次に次の一条を加える。

(再任用短時間勤務職員の給料の特例)

第五条の四 法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十二条第二項第二号中「額」の下に「(再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第十五条第一項第一号中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2. 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4. 再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第五条の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前

の勤務時間との合計が四十時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。  
第十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の四、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三、第二十二條の二及び第二十三条の規定は、再任用職員には適用しない。

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」とする。

第二十二条第二項後段を次のように改める。

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合には百分の五十五（特定幹部職員にあつては、百分の七十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額  
第二十二条第四項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十三条の二第一項中「常勤の講師」を「講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）」に改める。

第二十三条の三第一項中「常時勤務に服することを要する講師」を「講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）」に改める。

第二十三条の三の四第二項中「号給」の下に「（再任用職員にあつては、職務の級）」を加える。

第二十三条の六第一項中「職員」の下に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第二十三条の七第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、単純労務の職員のうち再任用職員に支給する給与の種類は、給料、調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

附則第八項第二号中「において、」の下に「第五条の四の規定の適用を受ける職員又は」を加える。

附則第十項中「並びに」を「中」及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特例一時金」と、同条第二項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」と、「に改める。

別表第一から別表第六医療職給料表口医療職給料表( )までを次のように改める。

## 別表第一 (第四条関係)

## 行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 給	給料月額										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
	2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800
	3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
	4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
	5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
	6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
	7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
	8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
	9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
	10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
	11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
	12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
	13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300
	14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
再任 用職 員以 外の 職員	15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
	16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
	17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
	18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
	19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
	20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
	21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
	22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
	23			308,700	364,100	385,600	426,300					
	24			310,700	366,400	388,200	429,900					
	25			312,700	368,800	390,900						
	26			314,600	371,100	393,700						
	27			316,500	373,400							
	28			318,500	375,800							
	29			320,500								
	30			322,500								
	31			324,500								
	32			326,500								
再任用 職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第23条の5から第23条の7まで及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	237,400	275,300	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100
	2	160,200	175,900	202,800	245,800	284,600	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500
	3	166,900	183,300	211,300	255,300	294,100	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800
	4	174,100	192,600	220,000	264,600	303,500	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300
	5	181,300	202,600	227,700	274,000	313,000	335,100	356,900	379,400	411,000	452,000
	6	190,000	210,400	235,400	283,200	322,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900
	7	199,900	218,100	243,100	292,600	331,300	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700
	8	207,500	225,700	251,200	302,000	340,300	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800
	9	215,100	232,700	259,600	311,400	349,300	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900
	10	222,600	240,100	267,700	320,000	358,100	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700
	11	229,600	248,200	275,900	328,600	366,400	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500
	12	237,000	255,300	284,100	337,100	374,600	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300
	13	245,100	263,400	292,400	345,500	382,500	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100
	14	252,200	271,400	300,300	353,600	390,400	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600
	15	260,300	279,400	308,300	360,900	398,200	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000
再任 用職 員以 外の 職員	16	268,300	287,300	316,500	368,500	405,400	438,900	455,500	481,000	507,100	
	17	275,800	294,600	325,000	376,300	412,600	444,600	459,900	485,100	511,200	
	18	282,700	301,800	333,400	384,200	418,400	448,900	464,400	489,200	515,300	
	19	289,200	308,800	341,500	392,000	424,100	452,500	467,900	493,300		
	20	295,800	315,600	348,800	399,200	427,800	455,900	471,400	497,000		
	21	302,400	322,400	356,400	406,400	430,900	459,300	475,000	500,800		
	22	308,600	329,000	364,300	412,300	433,900	462,800	478,700			
	23	315,100	335,400	372,200	418,200	437,100	466,300				
	24	321,100	341,900	380,000	421,900	440,300	469,900				
	25	326,900	348,500	387,200	425,000	443,200					
	26	332,800	355,100	394,400	428,000	446,400					
	27	338,600	361,300	400,400	431,100						
28	343,600	366,800	406,300	434,300							
29	347,200	371,700	410,000	437,200							
30	351,000	376,100	413,100	440,200							
31	354,900	380,700	416,100								
32	358,700	383,400	419,200								
33	361,200	386,000	422,400								
34		388,600	425,300								
35		391,200	428,200								
36		393,900									
再任用 職員		249,400	259,900	269,800	285,100	314,200	334,900	352,100	373,900	401,900	434,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 (第四条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	257,200	310,100	338,700
	2	165,000	219,000	266,400	324,000	350,300
	3	174,500	227,800	276,400	337,300	361,900
	4	184,300	236,900	286,900	348,600	373,600
	5	194,100	245,000	300,800	360,000	385,100
	6	204,600	253,000	314,500	371,500	396,300
	7	215,300	260,700	327,600	382,900	410,600
	8	222,100	268,400	336,300	394,000	424,600
	9	228,500	276,300	344,900	405,100	438,100
	10	233,300	283,600	353,500	416,000	447,600
	11	237,100	290,800	361,600	426,800	456,700
再任 用職 員以 外の 職員	12	241,200	297,200	369,300	435,400	465,200
	13	245,200	303,000	376,800	442,500	473,400
	14	249,100	308,800	384,000	449,500	480,200
	15	252,400	313,400	390,900	456,300	485,300
	16	255,600	318,000	397,500	460,700	489,400
	17	258,900	322,400	403,500	464,000	493,400
	18	262,000	325,500	406,500	467,400	497,300
	19	264,000	328,600	409,400	470,800	501,200
	20			412,200	474,300	505,000
	21			415,100	477,800	508,700
	22		418,000	481,300	512,400	
	23		420,900	484,800	516,300	
	24		423,800	488,300		
	25		426,900	492,000		
	26		430,000			
	27		433,100			
再任用 職員		225,400	257,100	298,200	351,600	378,800

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	260,500	294,500	378,000
	2	164,400	207,300	273,900	309,900	393,700
	3	172,500	216,500	287,100	325,500	406,500
	4	182,800	226,000	301,200	341,000	419,200
	5	193,700	235,900	315,400	356,600	431,600
	6	201,700	245,600	329,600	372,200	443,600
	7	209,500	258,800	343,300	387,700	455,600
	8	217,500	271,800	357,000	399,200	467,500
	9	226,200	284,800	370,600	410,200	479,200
	10	236,000	297,100	380,800	420,200	490,800
	11	244,200	309,400	391,000	429,500	502,500
	12	253,000	321,500	400,900	438,300	514,100
	13	261,400	329,700	409,800	447,000	525,800
	14	269,500	336,800	418,500	454,900	537,300
	15	277,100	343,700	426,400	462,500	548,000
	16	284,500	350,400	434,000	469,800	557,400
	17	291,400	357,000	441,300	476,200	566,800
	18	298,000	363,000	448,600	482,100	576,100
	19	304,500	369,000	454,800	487,700	585,200
	20	310,600	374,800	459,800	493,300	593,800
	21	316,500	380,400	464,400	498,800	600,300
	22	321,500	386,000	467,600	504,200	605,400
	23	326,200	390,800	470,800	509,400	610,200
	24	330,700	394,900	473,900	513,500	
	25	334,300	397,800	477,000	516,900	
	26	337,500	400,700	480,100	520,400	
	27	340,600	403,600	483,300		
	28	343,400	406,400	486,500		
	29	345,600	409,200			
	30	347,700	412,000			
	31	349,800	414,800			
	32	351,900	417,700			
	33	353,900	420,700			
	34	356,000	423,700			
	35	358,100				
	36	360,200				
	37	362,400				
38	364,800					
特					1,106,000	
再任用 職員		246,200	296,800	313,600	347,000	431,900

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の5級特号給は、秋田県立大学の学長に適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 —	円 —	円 320,900	円 418,500
	2	150,600	195,300	335,000	428,700
	3	157,100	202,500	348,600	438,500
	4	164,400	210,100	359,100	448,300
	5	172,500	217,900	369,500	458,000
	6	181,700	226,100	380,100	467,200
	7	191,800	237,600	390,200	476,300
	8	198,700	249,800	400,200	485,000
	9	206,000	262,000	410,100	494,300
	10	213,000	275,000	419,600	503,500
	11	220,400	288,200	428,700	513,800
	12	228,200	301,700	437,600	523,100
	13	236,900	315,700	446,100	531,800
	14	244,900	329,700	454,000	539,400
	15	253,000	342,700	461,700	544,000
	16	261,200	352,900	469,300	
	17	269,200	363,100	477,600	
	18	277,100	373,200	485,900	
	19	284,900	382,800	494,000	
	20	292,000	392,300	502,100	
	21	298,700	401,500	510,200	
	22	305,000	409,600	517,200	
	23	311,200	417,000	521,400	
	24	317,200	424,400		
	25	323,200	431,400		
	26	329,100	437,800		
	27	334,700	443,400		
	28	340,200	448,900		
	29	345,400	453,800		
	30	349,200	458,300		
	31	352,300	462,700		
	32	355,200	467,000		
	33	358,100	470,000		
	34	360,100			
	35	362,100			
	36	364,000			
	37	365,800			
	38	367,600			
	39	369,800			
	40	372,000			
再任用 職員		245,400	292,600	366,500	445,500

備考 1 この表は、県立の高等学校、盲学校、聾学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 (第四条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	263,100	306,000	351,700
	2	137,600	187,800	276,800	320,300	364,300
	3	142,000	197,900	290,500	334,700	377,000
	4	147,200	207,400	304,200	349,000	389,700
	5	153,600	216,900	318,100	360,200	402,100
	6	161,400	226,600	332,200	370,700	415,200
	7	170,000	238,700	346,100	380,700	428,400
	8	179,100	250,800	356,400	390,500	442,400
	9	187,900	262,700	366,000	400,100	456,000
	10	195,500	273,100	374,800	409,600	469,400
	11	203,300	283,700	382,700	418,700	482,800
	12	211,200	294,000	389,700	427,600	495,700
	13	219,400	301,400	396,300	436,500	508,300
	14	227,900	308,300	402,600	445,100	520,400
再任 用職 員以 外の 職員	15	236,500	315,200	408,900	452,900	532,200
	16	244,900	322,100	414,800	460,600	544,000
	17	251,400	328,900	420,100	468,200	555,900
	18	257,700	335,700	424,600	475,900	566,600
	19	263,900	342,400	429,100	482,600	574,700
	20	270,000	348,900	433,200	489,400	581,800
	21	275,600	355,300	437,300	494,700	587,900
	22	281,000	360,300	441,200	499,300	593,300
	23	286,200	364,500	445,200	503,300	597,500
	24	291,400	367,400	448,700		
	25	296,200	370,300	452,200		
	26	300,100	373,200			
	27	303,900	376,100			
	28	306,800	379,000			
	29	309,300	381,900			
	30	311,400				
	31	313,500				
	32	315,600				
再任用 職員		223,400	271,300	306,800	351,200	409,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六(第四条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	305,100	357,800	439,900
	2	241,900	321,700	375,100	453,200
	3	252,300	338,500	392,400	465,600
	4	268,100	355,400	409,700	477,800
	5	284,900	372,400	422,900	489,600
	6	301,300	389,600	436,300	501,300
	7	317,100	406,800	449,300	512,400
	8	333,100	419,800	461,600	523,000
	9	348,400	431,500	473,500	533,600
	10	361,600	442,400	484,700	543,600
再任 用職 員以 外の 職員	11	374,800	452,200	495,700	553,600
	12	387,600	461,600	506,400	562,800
	13	397,100	470,800	516,400	571,600
	14	406,200	479,800	526,400	580,500
	15	413,700	488,700	535,100	589,100
	16	418,500	497,500	543,800	597,800
	17	423,100	503,800	552,400	605,900
	18	425,800	508,800	559,300	612,600
	19		513,100	566,000	617,900
	20		516,600	570,800	622,700
	21		520,200	575,600	
	22		523,800	580,300	
	23		527,300	584,500	
	24		530,900	588,800	
再任用 職員		303,400	357,300	410,700	480,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500
	2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500
	3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500
	4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400
	5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200
	6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000
	7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100
	8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100
	9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600
	10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000
	11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800
	12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900
	13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500
	14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100
	15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900
	16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100
	17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400
	18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300	
	19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000	
	20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800	
	21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200		
	22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700		
	23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300		
	24		304,300	365,600	389,900			
	25		306,100	367,900	392,300			
	26		307,900	370,000	394,900			
	27		309,800	372,100	397,700			
	28		311,700	374,300				
	29			376,500				
	30			378,900				
再任用 職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400	349,700	386,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	226,900	250,800	283,000	320,700
	2	155,500	182,900	234,200	258,300	291,700	330,500
	3	161,100	191,500	242,800	265,900	300,400	340,800
	4	167,100	200,900	250,400	273,500	309,100	351,400
	5	173,400	207,000	257,900	281,200	318,000	361,800
	6	181,800	213,300	265,400	289,200	326,800	371,700
	7	190,400	219,600	272,900	297,200	335,500	381,600
	8	199,200	226,500	280,400	305,300	344,000	391,400
	9	204,600	233,800	288,000	313,500	351,800	401,300
	10	210,100	242,000	295,800	321,700	359,600	411,400
	11	215,700	249,500	303,600	329,700	367,300	421,700
	12	221,400	257,000	311,400	337,400	374,900	431,200
	13	227,400	264,500	318,900	344,700	382,600	439,900
	14	233,600	272,000	326,200	351,800	390,200	448,700
	15	239,600	279,400	333,300	358,800	397,800	457,400
	16	245,400	286,800	339,900	365,600	405,000	465,400
	17	251,200	294,200	346,400	372,100	411,900	473,400
	18	256,900	301,500	352,500	378,400	418,000	481,200
	19	262,700	308,600	358,500	384,600	422,800	488,400
	20	268,300	315,700	364,500	390,400	427,100	493,200
再任 用職 員以 外の 職員	21	273,500	322,700	370,400	395,800	431,400	497,400
	22	278,600	328,900	376,100	400,800	435,300	501,100
	23	282,900	334,900	381,300	404,700	438,800	
	24	287,500	340,900	386,400	408,200	441,500	
	25	291,600	346,500	390,600	411,500		
	26	295,700	350,400	393,900	414,900		
	27	299,300	353,900	397,000	417,900		
	28	302,600	357,000	399,900	420,500		
	29	305,100	359,700	402,700			
	30	307,200	361,800	405,500			
	31	309,000	363,900	408,000			
	32	310,900	365,900				
	33	312,900	367,900				
	34	314,900	370,000				
	35	316,800	372,100				
	36	318,700	374,400				
	37	320,600	376,800				
	38	322,700	379,200				
	39	324,700					
	40	326,800					
	41	328,800					
再任用 職員		241,600	275,700	283,500	295,200	318,700	361,400

別表第六医療職給料表ハ医療職給料表(三)の表の備考以外の部分を次のように改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第二条** 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 職員のうち、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に  
 応じた額とする。

第八条から第十一条までを次のように改める。

(再任用短時間勤務職員の給料の特例)

**第八条** 再任用短時間勤務職員の給料月額は、第六条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

**第九条から第十一条まで** 削除

第十六条第二項第二号中「額」の下に「(再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第二十二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の九十」とする。

第二十三条第二項後段を次のように改める。

この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の六十、十二月に支給する場合には百分の五十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十を乗じて得た額の総額

第二十三条第四項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。